

令和8年度

# 仙台市営住宅 入居募集のごあんない

[ひとり親・子育て・多子世帯対象]  
【令和8年5月】

申込期間は令和8年5月1日～5月16日までです。

お申込み方法はすべて郵送による受付となります。(窓口・電話では受付いたしません)  
5月16日(土)までの郵便局消印のあるものが有効となります。

## 市営住宅は住宅に困っている方のための住宅です

- ★「仙台市営住宅入居募集のごあんない(令和8年5月)」
  - ★「仙台市営住宅入居申込書(令和8年5月募集)」
  - ★「仙台市営住宅募集住宅一覧表(令和8年5月募集)」
- がそろっているかご確認ください。

- ◆市営住宅には**申込資格の制限**があります。
- ◆申込者数が募集戸数を超えた場合は**抽選**となります。
- ◆この「入居募集のごあんない」をよく読んでから、お申込みください。
- ◆仙台市及び(公財)仙台市建設公社は、市営住宅の入居申込みで知り得た個人情報、入居資格審査及び入居後の管理運営の目的以外に利用することはありません。
- ◆申込書及び申込み時に添付された書類は、一切お返しできません。

公益財団法人仙台市建設公社 住宅部 募集課

〒980-0803

仙台市青葉区国分町三丁目10番10号(仙台市役所国分町分庁舎2階)

TEL 022-399-7413 FAX 022-399-8252

# も く じ

1. ご存じですか(お申込みの前に必ずお読みください)	1
2. 申込みから入居までの流れ	2
3. 申込書記入相談窓口の開設	3
4. 申込資格	4
5. 申込資格緩和要件	6
6. ペットと一緒に入居可能な住宅について	8
7. 事故住宅について	9
8. 一般階層世帯と裁量階層世帯の区分	10
9. 申込みについての注意	11
10. 申込資格の確認(4・5ページの再確認です)	12
11. 世帯の所得月額計算対象となる収入	13
12. 世帯の所得月額計算手順	13
13. 所得計算の方法	14
14. 所得から控除する金額	18
15. 世帯の所得月額の算出	19
16. 家賃	19
17. 申込書の書きかた(記入例)	20
18. 抽選に際しての優遇措置	22
19. 入居者の選考	23
20. 二次審査(当選者のみ)	24
21. 入居手続き	26
22. 家賃・共益費等と市営住宅のルール	27
23. 市営住宅の種類	30
24. 市営住宅位置図(青葉区)	32
25. 市営住宅位置図(宮城野区)	34
26. 市営住宅位置図(太白区)	36
27. 市営住宅位置図(若林区)	38
28. 市営住宅位置図(泉区)	39
29. 各市営住宅への交通手段	40

## 令和8年度の募集スケジュール

5月特定枠募集(ひとり親・子育て・多子世帯対象)・6月定期募集(ポイント方式)  
 9月定期募集(ポイント方式)・12月定期募集(抽選方式)  
 1月特定枠募集(ひとり親・子育て・多子世帯対象)・3月定期募集(抽選方式)  
 ※社会情勢等により、募集内容が変更となる場合もございます。

## 1. ご存じですか(お申込みの前に必ずお読みください)

### ◆市営住宅は、市民の財産です。

「住まい」に困っている仙台市民の生活基盤として建設されています。

### ◆安い家賃の市営住宅には、収入が少なく、住宅の確保に本当に困っている市民や仙台市内に勤務先のある方が申込みできます。

### ◆市営住宅で暮らすには入居される方全員の収入を毎年報告していただく必要があります。

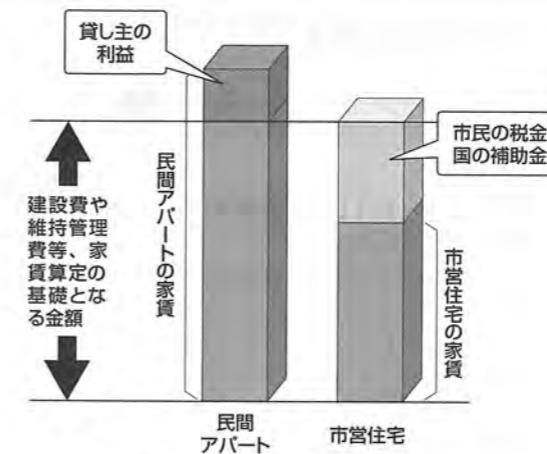


図 市営住宅の家賃の仕組み

市営住宅には市税等が使われ、入居者の家賃が安くできる仕組みになっています。家賃は入居された方の収入に応じて算定されるため、入居後も毎年6月に世帯全員の収入を報告していただきます。

**市税を滞納している方は市営住宅へ入居できません!**  
 (仙台市では市税を滞納している方への行政サービスを一部制限しています)

### ◆ペット飼育が可能な住宅以外はペットの飼育はできません。(敷地内、共用部での餌付けや一時預かりもできません) [身体障害者補助犬(盲導犬・聴導犬・介助犬)を除きます]

### ◆今回募集している住宅には、すべてお風呂(浴槽・風呂釜)がついています。

次のような点にもご注意ください。

### ◆市営住宅は新築のような状態ではありません。

募集する住宅は、前の入居者が返還した住宅を日常生活に支障のない程度に修繕して募集しています。

### ◆駐車場の数には限りがあります。(駐車場は有料です)

駐車場が少ない団地やない団地もあります。(28ページの有料駐車場設置団地を参照) 団地内の駐車場に空きがない場合は、ご自身で周辺の民間駐車場を契約してください。契約している駐車場以外への迷惑駐車は、絶対にしないでください。

## 2. 申込みから入居までの流れ



## 3. 申込書記入相談窓口の開設

申込書の記入方法、申込資格等で不明な点がございましたらご利用ください。相談には、給与や年金等収入を証明する書類、その他必要な書類を必ずご持参ください。当日は混雑が予想されますので、ご了承ください。  
 ※所得計算等の電話によるお問い合わせは、内容が食い違うことがありますのでお断りしています。  
 ※駐車場はご用意できません。公共の交通機関をご利用ください。

次のような相談はお断りします

- 申込資格がないのに申込みをしたい。
- 抽選なしで入居させてほしい。
- 事前に住宅の下見をさせてほしい。

日 時	場 所
令和8年5月13日(水) 午前 9 時~午前 11 時 午後 2 時~午後 4 時	仙台市役所国分町分庁舎 1階第一会議室 仙台市青葉区国分町三丁目10番10号

※申込書の住所・氏名・家族名等記入できる箇所はすべて記入の上、ご相談ください。

### 案内図



仙台市役所国分町分庁舎

※庁舎入口は庁舎南側の道路に面しています。

## 4. 申込資格



←申込資格はこちら

**申込みされる方は次の1～9のすべての資格を満たすことが必要です。**

＜申込締切日の状態が申込資格の判断の基準となります＞

★福島復興再生特別措置法に基づく居住制限者の方、子ども・被災者支援法に基づく支援対象避難者の方は条件が異なりますので、6・7ページをご確認ください。

※被災市街地復興特別措置法第21条に記載される公共事業の実施に伴い移転が必要となった方についても一部資格が緩和されますので、お問い合わせください。

※仙台市パートナーシップ宣誓制度の開始により、パートナーシップ宣誓書受領証の交付を受けている方についても対象となりました。詳しくはお問い合わせください。

### 1 申込者本人が仙台市内に居住しているか、または勤務地が仙台市内であること

- 申込締切日現在の居住地は住民票、勤務地は勤務先証明書により確認できること。
- 原則として、夫婦を分割した申込みはできません。(5ページをご確認ください)  
ただし、配偶者等からの暴力被害者または犯罪被害者等は、分割して申込みことができます。
- ※「配偶者等からの暴力被害者」とは…  
配偶者暴力相談支援センターまたは女性自立支援施設もしくは母子生活支援施設の保護終了した日から5年以内の被害者と、配偶者等に対し裁判所から接近禁止命令または退去命令が出された日から5年以内の被害者及び女性相談支援センター等による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」が発行されている被害者(なお、女性相談支援センター以外の配偶者暴力対応機関等による「公営住宅への入居等に関する配偶者暴力被害申出受理確認書」による確認がされている者も同様に取り扱います)のことで、  
※犯罪被害者等とは…国の定める「犯罪被害者等基本法」に規定されている方のことです。

### 2 現在、住宅に困っていること

- 市営住宅入居申込書の裏面に列記した市営住宅の申込みの理由(住宅困窮理由)のいずれかに当てはまること。
- 入居する方の世帯の中に持家を所有・共有する場合は申込みできません。(ただし、売却等により処分したことが入居可能日までに登記簿謄本等で確認できる場合を除きます)

### 3 申込み世帯の所得月額が基準の範囲内であること

- 一般階層世帯(所得月額158,000円以下)、裁量階層世帯(所得月額214,000円以下)  
(10ページを確認ください)(計算方法は13ページ以降をご参照ください)

### 4 過去に市営住宅を不正に使用したことがないこと

- 家賃等の未納や迷惑行為により、明渡しを求められた方等を含みます。

### 5 世帯の中に、地方税(市町村民税・軽自動車税・固定資産税・都市計画税)を滞納している人がいないこと

### 6 申込者本人が成年者であること

- 申込者本人は、原則として成年の方。

### 7 申込者本人が公営住宅に入居していないこと

- ※UR賃貸住宅(旧公団)・県公社住宅・応急仮設住宅に入居されている方は申込みことができます。
- ※配偶者等からの暴力被害者または犯罪被害者等の方は申込みことができます。
- ※公営住宅に入居している同居者が、その世帯から分離して申込み場合等は除きます。

### 8 暴力団員でないこと(同居予定者を含みます)

### 9 ひとり親世帯でお申込みの方

申込者本人が20歳未満の子を現に扶養している寡婦または寡夫であること。(婚姻の予約者、婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者との申込みはできません)

### 子育て世帯でお申込みの方

申込者本人が小学校就学の始期に達するまでの子(令和2年4月2日以降生まれ)と現に同居していること。

### 多子世帯でお申込みの方

申込者本人が18歳未満の子3人以上と現に同居していること。

※子育て世帯・多子世帯でお申込みの方は、下記の場合でも申込みことができます

- ★婚姻の予約者と申込みことができますが、申込締切日から6ヵ月以内または入居可能日から3ヵ月以内に婚姻届を提出できる方に限ります。  
申込締切日において婚姻の予約者以外の方と婚姻状態(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む)にある方は申込みできません。  
当選した際には、婚姻届を提出後に戸籍の全部事項証明を提出していただきます。
- ★婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者と申込みことができます。  
(ただし、双方に戸籍上の配偶者がなく、かつ住民票に「未届の妻・夫(続柄の記載が「同居人」は不可)」と記載されている場合または仙台市パートナーシップ宣誓制度に基づくパートナーシップ宣誓書受領証を交付されている場合に限り、当選した際には、入居者全員の住民票、戸籍の全部事項証明及びパートナーシップ宣誓書受領証の写し(該当者のみ)を提出していただきます)

- 夫婦を分割した世帯で申込み場合には、申込締切日現在において①～③のいずれかの要件を満たしていなければ失格となります。ただし、配偶者等からの暴力被害者を除きます。  
①戸籍上で離婚を確認できること  
②離婚調停中であることを裁判所が発行する事件係属証明書で証明できること(当事者間の離婚協議は含まない)  
③住民票によって1年以上の別居が確認できること及び復縁の意思がないことを確認できること
- 「配偶者等からの暴力被害者」に該当する場合の証明として、当選した際には配偶者暴力相談支援センターの保護証明書、女性自立支援施設入退所証明書、母子生活支援施設の入退所証明書、裁判所の保護命令決定書の写し、女性相談支援センター等による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」、女性相談支援センター以外の配偶者暴力対応機関等による「公営住宅への入居等に関する配偶者暴力被害申出受理確認書」のいずれかを提出していただきます。(警察の証明は含みません)
- 「犯罪被害者等の方」に該当する場合は、犯罪により従前の住居に居住することが困難となったことが明らかで、かつ  
①犯罪により収入が減少し生計維持が困難となった場合  
②現在居住している住宅またはその付近において犯罪等が行われたために当該住宅に居住し続けることが困難となった場合  
であり、当選した際には、聞き取り及び警察等への照会の同意書を提出していただきます。  
※いずれも、申込資格の1を満たしていることが条件となります。

## 5. 申込資格緩和要件

### 福島復興再生特別措置法に基づく居住制限者の方へ

福島復興再生特別措置法に基づく居住制限者の方は、市営住宅への申込資格が緩和されます。

#### 主な緩和内容

- 収入状況に関わらず申込みことができます。  
申込み世帯の所得月額が基準の範囲内でも申込みことができます。
- 単身で申込みことができます。  
単身入居可能住宅に限ります。(世帯を分けて申込みできません)
- 仙台市内に居住していなくても、または勤務地が仙台市内でも申込みことができます。

#### 対象者

- 申込日時点において原子力災害に関する避難指示の対象となっている区域（不明な場合は、各自治体にお問い合わせください）に、平成23年3月11日の時点で居住されていた方

#### 必要な書類

- 被災時に避難指示を受けている区域に居住されていたことを証する書類  
住民票、戸籍の附票、被災証明書等。

### 「子ども・被災者支援法」に基づく支援対象避難者の方へ

「子ども・被災者支援法」に基づく支援対象避難者の方は、市営住宅への申込資格が緩和されます。

#### 緩和内容

4ページにおける共通の「申込資格1」及び「申込資格2」がなくなります。また、「申込資格3」も一部緩和されます。内容は次のとおりです。

- 仙台市に住所または勤務地がなくても申込みことができます。  
市営住宅は本来、仙台市内に居住しているか、または勤務地が仙台市内であることが条件ですが、居住しておらず、勤務地が仙台市内になくても申込みことができます。
- 持家があっても申込みことができます。  
市営住宅は本来、持家がないことが応募の条件ですが、持家があった場合でも申込みことができます。
- 収入要件の一部が緩和されます。  
市営住宅は本来、世帯全員の合計所得が月額158,000円以下であることが条件ですが、母子避難等分離避難に限り、世帯全員の合計所得の2分の1の金額を合計所得額とみなします。

#### 対象者

平成23年3月11日時点で、「子ども・被災者支援法」に規定される「支援対象地域」（不明な場合は、各自治体にお問い合わせください）に居住していた方

#### 必要な書類

- 支援対象地域内市町村が発行する「居住実績証明書」

#### ⚠注意

- ※4・5ページにおいて本来の申込資格を満たす方は、本記載事項に関係なく申込みできます。
- ※申込資格緩和要件に該当する方も仙台市営住宅への入居は、応募多数の場合抽選となります。
- ※仙台市営住宅は、家賃、共益費、駐車場使用料が発生します。
- ※申込資格要件が緩和される方でも高額所得者に該当する方が入居した場合、入居から5年以上経過した時点で、高額所得認定され住宅を明渡していただくこととなります。

## 6. ペットと一緒に入居可能な住宅について

### 1. 申込資格（ペットと一緒に入居が可能な住宅へ申込みができる方）

市営住宅の申込資格を満たし、かつ申込締切日において、現在居住している住宅でペットを飼育している世帯が申込むことができます。

※ペットと一緒に入居を希望される世帯は、ペットが飼育できない市営住宅には申込みできません。

※申込締切日後に飼育開始される方は対象ではありません。

### 2. 対象となるペット

動物の種別等は規定しませんが、室内で飼育可能な大きさ、数とし、近隣への騒音や悪臭等により迷惑をかけることが条件となります。

また、法令（動物の愛護及び管理に関する法律等）で個人での飼育が禁止されている動物や、法令上の管理（狂犬病予防等）がされていない動物は、飼育できません。

※犬の場合は「鑑札」の年度及びナンバーと「狂犬病予防注射済票」の年度及びナンバーを確認します。当選してもこの確認ができない場合は、失格となる場合があります。

※許可が必要な動物の場合は許可証を確認します。当選しても確認ができない場合は、失格となる場合があります。

### 3. 申込みにあたっての注意事項

(1) ペットと一緒に入居可能な住宅は、前の入居者がペットを飼育していた住宅です。室内の修繕等を行っています。においや傷等が残っている場合もありますので、あらかじめご了承の上お申込みください。

(2) ペットと一緒に入居可能な住宅は、犬・猫をはじめ様々な種類のペットの飼育が想定されます。ペットの特性によっては他の入居者・他のペットとの共存が難しい場合もあるかもしれませんので、ご自身のペットのみならず、近隣でペットを飼育している方へも十分配慮してください。

(3) 動物に関する関係法令を遵守するとともに、居住する住宅の飼い主で結成する「飼い主の会」に必ず加入し、「飼い主の会」で定めるルールを遵守してください。

(4) 飼い主の主な遵守事項は次のとおりです。

- ① 動物は、自己の居室で飼育すること
- ② 自己の居室以外で、動物にえさや水を与えたり、排せつをさせないこと。万一、自己の居室以外で排せつをした場合は、ふん便を必ず持ち帰るとともに、衛生的な後始末を行うこと
- ③ 動物の異常な鳴き声やふん尿等から発する悪臭によって、近隣に迷惑をかけること
- ④ 動物は常に清潔に保つとともに、疾病の予防、衛生害虫の発生防止等の健康管理を行うこと
- ⑤ 犬・猫には、必要な「しつけ」を行うこと
- ⑥ 犬・猫等には不妊去勢手術等の繁殖制限措置を行うよう努めること
- ⑦ 動物による汚損、破壊、傷害等が発生した場合は、その責任を負うとともに、誠意を持って解決を図ること
- ⑧ 地震、火災等の非常災害時には、動物を保護するとともに、動物が他の居住者等に危害を及ぼさないよう留意すること
- ⑨ 動物が死亡した場合には、適切な取扱いを行うこと
- ⑩ 自己の居室以外で、動物の毛や羽の手入れ、ケージの清掃等を行わないこと。自己の居室でこれらのことを行う場合は、窓を閉める等して毛や羽等の飛散を防止すること
- ⑪ 犬・猫等を自己の居室から外へ連れ出した時には、常に引き綱で繋ぐ等、人の完全な管理の下に置き、砂場や芝生等の立入りを禁止された場所に入れないこと
- ⑫ 廊下、エレベーター等建物の共有部分では、動物は抱きかかえ、またはケージ等に入れ、移動すること。その場合は、周辺の者や同乗者に迷惑のかからないよう十分に配慮すること

⑬ 外出等により長期間住宅を不在にする場合は、居室に動物を放置しないこと

(5) 資格審査時には「動物飼育届出書兼誓約書」を提出する必要があります。

ペットと一緒に入居可能な住宅の募集有無については、「仙台市営住宅募集住宅一覧表」をご確認ください。

## 7. 事故住宅について

○ 事故住宅とは、居住者の方がみとられずに室内で亡くなられた場合や、火災、自死等の事故があった住戸で、事故発生から一定期間募集を停止していた住宅です。

○ 入居されるまでに補修を行い、申込資格や家賃等については、他の市営住宅と変わりません。

○ 事故の内容については、仙台市営住宅募集住宅一覧表に記載されていること以外はお答えできません。

○ 入居に際しては、事故に起因する異議を申し立てない旨の誓約書をご提出していただきます。

○ 事故があった住宅であることを理由として、他の住宅へ移転することはできませんので、十分ご理解のうえお申込みください。

事故住宅の募集有無については、「仙台市営住宅募集住宅一覧表」をご確認ください。

## 8. 一般階層世帯と裁量階層世帯の区分

### 一般階層世帯（所得月額158,000円以下）とは…

※計算方法は13ページ以降をご参照ください。

- 下記の裁量階層世帯に該当しない世帯は、すべて一般階層世帯となります。

### 裁量階層世帯（所得月額214,000円以下）とは…

※計算方法は13ページ以降をご参照ください。

- 次の①～⑩のいずれかに該当する世帯のことです。所得制限が緩和されます。

申込者または同居者が

- ①身体障害者手帳の交付を受けている1級から4級までの方
- ②精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1級・2級の方
- ③療育手帳の交付を受けているA判定・B判定の方
- ④治療方法が確立していない疾病その他の特殊な疾病であって、政令で定めるものにより、特定医療費（指定難病）受給者証または障害福祉サービス受給者証及び医師の診断書がある方
- ⑤戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表の2の特別項症から第6項症まで、または同法別表第1号表の3の第1款症の方
- ⑥原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定により厚生労働大臣の認定を受けている方
- ⑦海外からの引揚者（厚生労働大臣が証明した方）で、日本に引き揚げた日から起算して5年未満の方
- ⑧ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等の方
- ⑨小学校就学の始期に達するまでの方

申込者が

- ⑩60歳以上で、同居者全員が18歳未満の世帯

## 9. 申込みについての注意 〔申込みから入居手続きにあたっての書類取得に関する手数料・郵送料等は全て申込者の負担となります。〕

- 申込書に記入されていない方の入居はできません。申込み後の家族の増減変更は、原則として認めません。
- 受付後の申込み内容の変更はできません。
- 申込書の提出（一次審査）の際には、証明書類の提出は必要ありません。
- 申込書及び申込み時に添付された書類は、一切お返しできません。
- 申込み後に住所が変わった時は、郵便局への住所変更の手続きをとるとともに、（公財）仙台市建設公社募集課へお知らせください。

### 次のような場合は一次審査で失格となります

- (1) 重複して申込みした場合（申込みは1世帯1通です。同じ人の名前が2通以上の申込書（同居人欄含む、同一住宅でないものを含む）に出てくる場合）
- (2) 申込受付期間外に申込みした場合
- (3) 申込書に不正の記載や不明な点があった場合
- (4) 指定の申込書以外で申込みした場合
- (5) 申込資格要件に欠けている場合
- (6) 目的別住宅（30・31ページ参照）に申込み方で、目的別住宅の入居要件を満たしていない場合
- (7) 申込者本人が公営住宅の名義人である場合  
※UR賃貸住宅（旧公団）・県公社住宅・応急仮設住宅に入居している方は申込みことができます。  
※配偶者等からの暴力被害者または犯罪被害者の方は申込みことができます。

### 次のような場合は二次審査で失格となります

- (1) 申込書において申告した内容が事実と異なる場合（虚偽の申込みをされた場合、証明書類を提出できない場合は、失格となります）
- (2) 家族を不自然に分割または合併している場合  
夫婦を分割した世帯で申込み場合には、申込締切日現在において①～③のいずれかの要件を満たしていなければ失格となります。ただし、配偶者等からの暴力被害者を除きます。  
①戸籍上で離婚を確認できること  
②離婚調停中であることを裁判所が発行する事件係属証明書で証明できること（当事者間の離婚協議は含まない）  
③住民票によって1年以上の別居が確認できること及び復縁の意思がないことを確認できること
- (3) 申込資格のあることを証明できない場合（一次審査の内容を含む）  
〔例〕住民票の「住民となった日」が申込締切日より後の場合は失格となります。
- (4) 所得証明書、住民票等審査に必要な書類を提出しない場合
- (5) 世帯の中に、地方税（市町村民税・軽自動車税・固定資産税・都市計画税）を滞納している人がいる場合

### 次のような場合は審査に合格された方でも入居の許可を取消します

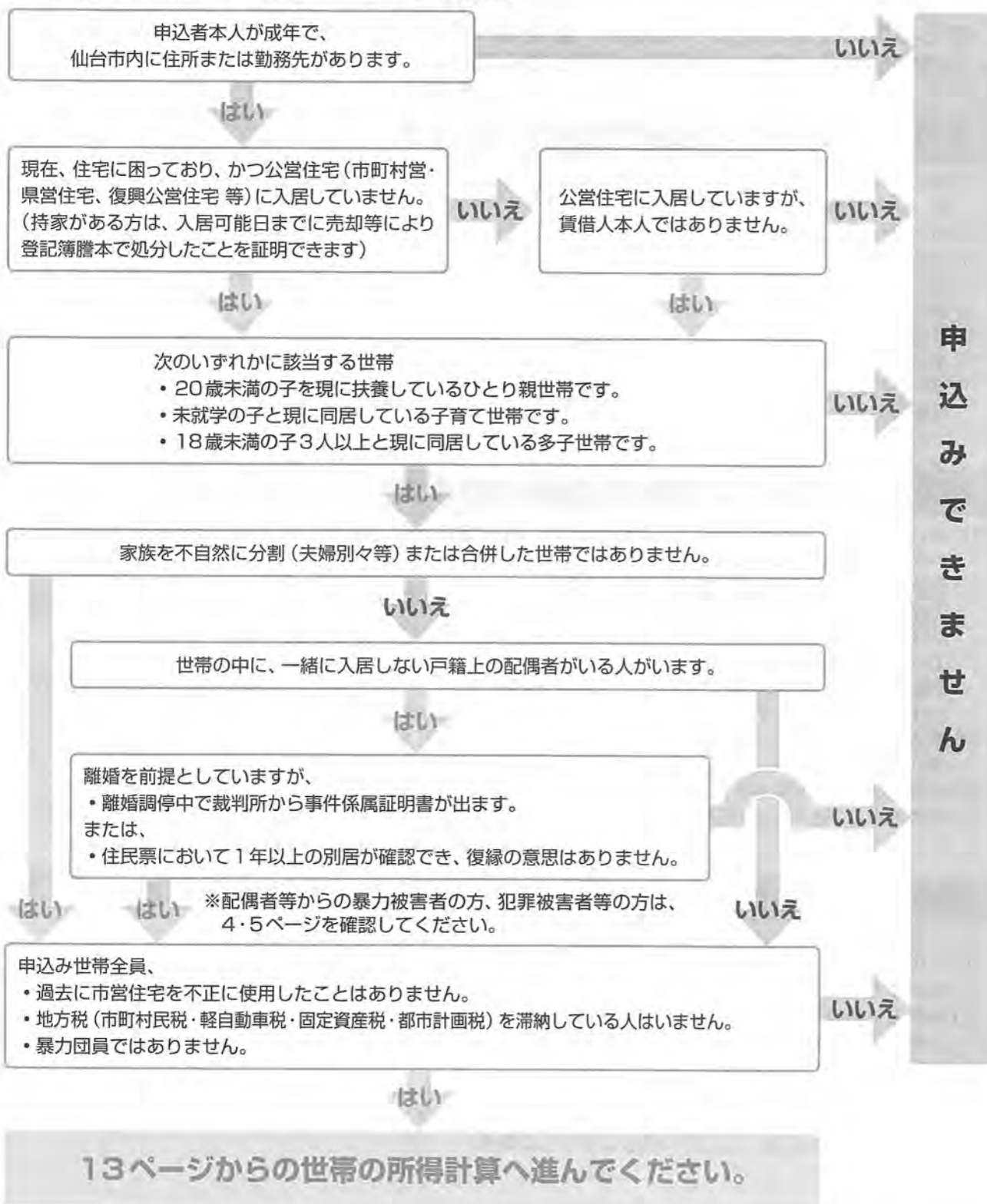
- (1) 入居までの間に、申込資格及び目的別住宅の入居要件のうち1つでも欠けた場合
- (2) 入居のために必要な手続きをしない場合（必要な手続きについては26ページをご確認ください）
- (3) 指定した期間内に申込書に記載された申込世帯全員の入居が住民票によって確認できない場合
- (4) 婚姻の予約者と申込み（子育て世帯・多子世帯でお申込みの方に限る）  
①申込締切日から6ヵ月以内または入居可能日から3ヵ月以内に婚姻届を提出したことが戸籍の全部事項証明で確認できない場合  
②申込書に記載した婚姻の予約者とは別の人と婚姻状態にあることが戸籍の全部事項証明で確認された場合
- (5) 入居可能日までに、持家を売却等により処分したことが登記簿謄本等で確認できない場合
- (6) その他、不正な行為によって入居しようとした場合

## 10. 申込資格の確認(4・5ページの再確認です)

※基準日は申込締切日です。

※福島復興再生特別措置法に基づく居住制限者の方、子ども・被災者支援法に基づく支援対象避難者の方は条件が異なりますので、6・7ページをご確認ください。

※被災市街地復興特別措置法第21条に記載される公共事業の実施に伴い移転が必要となった方についても一部資格が緩和されますので、お問い合わせください。



## 11. 世帯の所得月額の計算対象となる収入

### 申込み際の収入とは

市営住宅の申込みには、世帯の所得月額が定められた基準内にあることが必要です。(ただし、障害者世帯等の「裁量階層世帯」については、入居できる基準が緩和されます。→10ページの説明をご確認ください) 入居申込みをする場合に対象となる収入は、申込者本人の収入だけではなく一緒に入居しようとする方全員の収入です。

世帯の現在の収入を確認し14ページからの「所得計算の方法」により計算してください。

給与収入	給料・俸給・賃金・賞与等(残業手当・家族手当・皆勤手当等も含む。ただし、通勤手当等の非課税分を除く)の支給された金額。
事業収入等	事業収入・配当収入・不動産収入・個人年金の給付金等。
年金収入	厚生年金・共済年金・国民年金・企業年金等の課税対象となる年金または恩給の支給された金額。ただし、障害年金・遺族年金・寡婦年金等を除く。

### ※以下の(ア)(イ)(ウ)は所得計算の対象とはなりません。

- (ア) 障害年金・遺族年金・寡婦年金・傷病恩給・通勤手当の非課税額・学資金・法定扶養料(仕送り等)・障害保険金・損害賠償金・雇用保険給付金・傷病手当金・労働者災害補償保険の保険給付金・生活保護の各扶助費・児童扶養手当・児童手当等の課税対象とならない収入。
- (イ) 募集月の前月までの状況で所得計算をしていただきます。ただし、募集申込締切日までに退職される場合は、収入は「0円」とみなします。募集申込締切日後に退職の場合は、それまでの収入は所得計算の対象となりますのでご注意ください。
- (ウ) 募集月から採用となる場合、収入は「0円」とみなします。採用予定の勤務先名(会社名)・電話番号・採用年月を記入してください。

## 12. 世帯の所得月額の計算手順

世帯全員のそれぞれの所得を算出する(14~17ページ)

↓  
世帯全員の所得を合計する(19ページ)

↓  
世帯全員の控除額を算出する(18ページ)

↓  
世帯全員の控除額を合計する(19ページ)

↓  
計算式にあてはめて計算する(19ページ)

# 13. 所得計算の方法



←所得計算はこちら

## 給与収入の方

●現在の勤務先(パート・アルバイトを含みます)にいつから勤めていますか?

現在の勤務先に令和7年1月1日以前に就職し、現在まで勤務しているとき

現在の勤務先に令和7年1月2日以後に就職し、現在まで勤務しているとき

### ●勤務先発行の令和7年分給与所得の源泉徴収票

令和7年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者 住所又は居所	(控除済番号) (個人番号)
支払金額	所得控除の合計額
源泉徴収額	
控除対象配偶者の有無等	控除対象扶養親族の数
社会保険料等の金額	住宅借入金等特別控除の額
円 (1年間の所得)	
→19ページの〈個人別所得〉へ	

## 給与収入の方

### ●勤務先発行の給与等支払証明書

給与等支払証明書 (給与-その他)

【支払を受ける者】

【扶養親族】

【給与】

令和8年4月が最後の月になります

この用紙は当選した申込者に郵送します

#### 計算での注意

- 金額の中で1ヵ月分に満たない月は除いて計算してください。
- 通勤手当等の非課税分は計算にいません。
- 給与所得と年金所得等の雑所得が両方ある方は、給与所得に下記の所得金額調整控除が適用されます。  
給与所得額(最大10万円)+公的年金等の雑所得額(最大10万円)-10万円

$$\frac{\text{円}}{\text{月数}} \div \text{12ヵ月} + \text{円} = \text{円}$$

記入してある月数です (1円未満切捨て) (賞与) (年間給与収入金額)

次に年間給与収入金額から年間所得金額を計算します

### 給与収入から所得金額を計算する方法

年間給与収入金額	給与所得金額の算出式
651,000円未満	=0円
651,000円以上～ 1,900,000円未満	=年間給与収入金額-650,000円
1,900,000円以上～ 3,600,000円未満	年間給与収入金額を4で割り、その答えの1,000円未満を切り捨てた金額を右のAに当てはめてください。 =A×2.8-80,000円
3,600,000円以上～ 6,600,000円未満	=A×3.2-440,000円
6,600,000円以上～ 8,500,000円未満	=年間給与収入金額×0.9-1,100,000円

円 (1年間の所得)  
→19ページの〈個人別所得〉へ

事業収入の方 ●現在の事業をいつから始めましたか？

令和7年1月1日以前から事業を始めたとき

令和7年1月2日以後に事業を始めたとき

●令和7年分の所得税の確定申告書の控

所得金額等	事業等	①	
	業農業	②	
	不動産	③	
	利子	④	
	配当	⑤	
	給与	⑥	
	公的年金等	⑦	
	業務	⑧	
	その他	⑨	
	⑦から⑨までの計	⑩	
	総合課税・一時所得(⑩+⑪)×1/2	⑪	
合計(①から⑩までの計+⑪)	⑫	*****	

円 (1年間の所得)  
→19ページの〈個人別所得〉へ

●収支明細書

☆収支明細書は、募集月の前月までの12ヵ月間(12ヵ月にならないときは今の仕事を始めてから募集月の前月までの期間)について自分で記入します。

ここに注意

- ・実績の金額のため1円の単位まで正確に記入してください。
- ・認められる支出の項目は、確定申告において税法上必要経費として認められるものに限りです。
- ・明細書の内容について、書類を確認する場合があります。

計算での注意

- ・金額の中で、1ヵ月分に満たない月は除いて計算してください。
- ・事業を開始した日が最近で、まだ1ヵ月分に満たない場合は0円として計算してください。

この用紙は当選した申込者に郵送します

収支明細書 (事業所得者用)

1. 事業及び事業内容

2. 事業所の所在地

3. 事業開始年月日 平成・令和 年 月 日

月	収入 (円)		支出 (円)		差引純利益 (イ-ロ) (円)
	計(イ)		計(ロ)		
月					
月					
月					
月					
月					
月					
月					
月					
月					
月					
合計					*****

上記のとおり相違ありません。  
令和 年 月 日

記入してある月数です

円 ÷ 月 × 12ヵ月 → 円 (1年間の所得)  
(1円未満切捨て) →19ページの〈個人別所得〉へ

年金収入の方

①障害の名称のつく次の年金 障害基礎年金・障害厚生年金・障害年金・障害共済年金	非課税のため算定の対象にはなりません
②遺族の名称がつく次の年金 遺族基礎年金・遺族厚生年金・遺族年金・遺族共済年金	
③その他次のような年金 寡婦年金	

国民年金、厚生年金、共済年金、恩給を支給されている方

●いつから支給されていますか？

令和7年1月1日以前から支給されている方

令和7年1月2日以後から支給されている方

●公的年金等の源泉徴収票

令和7年分 公的年金等の源泉徴収票

受給者の氏名、住所、生年月日、年金の種類、支給額、源泉徴収額、支払元名義人等の情報が記載された表形式の書類。

- ※源泉徴収票を使用される方は右の計算式で計算してください。
- ※2種類以上の年金を支給されている方は、それぞれの支払金額を合計して、右の計算式で計算してください。

2ヵ月に1度の支給金額×6

受給者の年齢	この年中の公的年金等の収入金額(A)	年金所得金額に直す計算式
年齢65歳以上の方	1,100,000円以下	=0円
	1,100,001円以上～3,300,000円未満	= (A) - 1,100,000円
	3,300,000円以上～4,100,000円未満	= (A) × 0.75 - 275,000円
	4,100,000円以上～7,700,000円未満	= (A) × 0.85 - 685,000円
年齢65歳未満の方	600,000円以下	=0円
	600,001円以上～1,300,000円未満	= (A) - 600,000円
	1,300,000円以上～4,100,000円未満	= (A) × 0.75 - 275,000円
	4,100,000円以上～7,700,000円未満	= (A) × 0.85 - 685,000円

円 (1年間の所得)  
→19ページの〈個人別所得〉へ

# 14. 所得から控除する金額

【今まで計算してきた所得から差し引く金額です。】

【公営住宅法施行令を適用しています。】

【同居親族控除、特定扶養親族控除を除き、原則として所得税法上認定された人が対象となります。】

控除の種類		どんな人があてはまるか？	控除する金額
一般控除	同居親族	申込者本人以外の人で、市営住宅と一緒に入居する人 (婚姻の予約者、婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む) (出産予定の子は含みません)	1人あたり 38万円 × 人 = 万円
	別居扶養親族	市営住宅には一緒に入居しないが、所得税法上扶養親族になっている人 (仕送りや生活費を渡しているだけでは、扶養親族にはなりません)	1人あたり 38万円 × 人 = 万円
特別控除	老人扶養親族 老人控除対象配偶者	所得税法上老人扶養親族又は控除対象配偶者で70歳以上の人	1人あたり 10万円 × 人 = 万円
	特定扶養親族	配偶者を除く16歳以上23歳未満の人で、扶養親族になっている人	1人あたり 25万円 × 人 = 万円
	障害者	①身体障害者手帳の3級から6級までに該当する程度の人で市営住宅に入居する人又は非同居扶養親族になっている人 ②療育手帳Bに相当する程度の人で市営住宅に入居する人又は非同居扶養親族になっている人 ③精神障害者保健福祉手帳2・3級に該当する程度の人で市営住宅に入居する人又は非同居扶養親族になっている人 ④市町村長より障害者控除対象者として認定を受けている人 ⑤戦傷病者手帳の交付を受けている人	1人あたり 27万円 × 人 = 万円
	特別障害者	①身体障害者手帳の1級又は2級に該当する程度の人で市営住宅に入居する人又は非同居扶養親族になっている人 ②療育手帳Aに相当する程度の人で市営住宅に入居する人又は非同居扶養親族になっている人 ③精神障害者保健福祉手帳1級に該当する程度の人で市営住宅に入居する人又は非同居扶養親族になっている人 ④市町村長より特別障害者控除対象者として認定を受けている人 ⑤戦傷病者手帳の交付を受けている人で特別項症～第3項症の人 ⑥原子爆弾被爆者で厚生労働大臣の認定書の交付を受けている人	1人あたり 40万円 × 人 = 万円
	ひとり親	申込者本人又は同居親族で次の①～④すべてに該当する人 ①現に婚姻をしていない人又は配偶者の生死が不明である人 ②事実上婚姻関係と同様の事情(事実婚等)にあると認められる一定の者がいない人 ③生計を一にする子(他の人の控除対象配偶者や扶養親族とされている子・年間所得見積額が48万円を超えている子は除く)がある人 ④年間の合計所得金額が500万円以下である人	35万円 × 人 = 万円 ※下記の(注意)②参照
	寡婦	申込者本人又は同居親族で次の①又は②に該当する人のうち、上記「ひとり親」に該当しない人。ただし、事実上婚姻関係と同様の事情(事実婚等)にあると認められる一定の者がいる場合を除く ①夫と離婚してから婚姻をしていない人で、扶養親族を有し、年間の合計所得額が500万円以下の人 ②夫と死別してから婚姻をしていない人又は夫の生死が不明である人で、年間の合計所得額が500万円以下の人。(この場合は、扶養親族等がなくても「寡婦」とされる)	27万円 × 人 = 万円 ※下記の(注意)③参照
	その他控除	給与所得者 公的年金等所得者	申込者本人又は同居家族で過去一年間において給与所得又は公的年金等に係る雑所得(「所得等」という)を有する人
合計控除金額			万円

(注意) ①ひとり親・寡婦の控除は、入居時に再婚等により控除条件からはずれる場合は適用しません。  
入居者の出生・死亡等は、申込締切日現在の状況によります。  
②ひとり親控除は、所得金額からその他控除の金額を控除した残額が35万円未満の方についてはその所得金額を控除します。  
③寡婦控除は、所得金額からその他控除の金額を控除した残額が27万円未満の方についてはその所得金額を控除します。  
④今後、国の制度の見直しに伴い、所得月額の区分・控除の内容等が変更になることがあります。

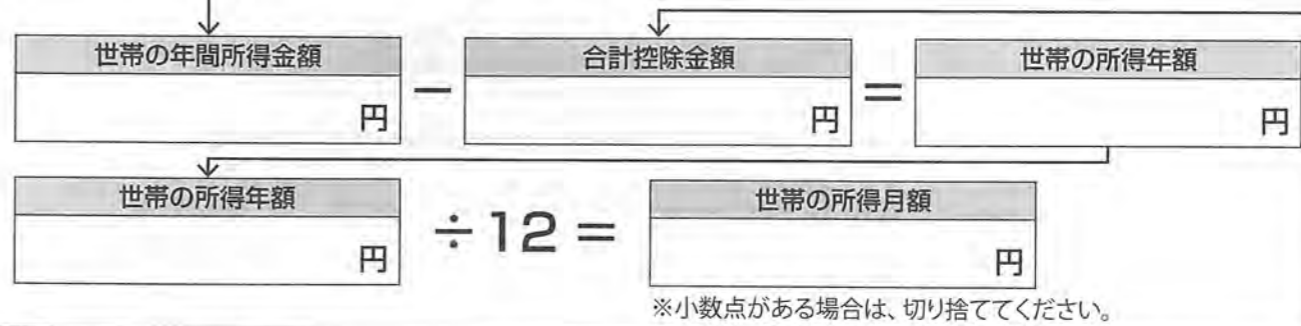
# 15. 世帯の所得月額の算出

〈個人別所得〉※収入ではなく所得を記入します。

申込者本人の所得	円
さんの所得	円
さんの所得	円
さんの所得	円

所得の調べ方

- ・給与収入の方：現在の勤務先に令和7年1月1日以前から就職→14ページ参照(パート・アルバイト含む) 現在の勤務先に令和7年1月2日以後に就職→15ページ参照
- ・事業収入の方：16ページ参照
- ・年金収入の方：17ページ参照



# 16. 家賃

家賃は、世帯の所得月額にしたがって、下記ようになります。

計算で求めた世帯の所得月額	家賃(募集住宅一覧表の予定家賃欄にあてはめてください)
0円～104,000円	予定家賃①になります。
104,001円～123,000円	予定家賃②になります。
123,001円～139,000円	予定家賃③になります。
139,001円～158,000円	予定家賃④になります。
158,001円以上	申込みができません。(裁量階層世帯は除く)

※世帯の所得月額が158,000円を超える場合は、申込みができません。  
ただし、裁量階層に該当する世帯は、世帯の所得月額が214,000円まで申込みできます。

【裁量階層世帯の所得月額】(※所得月額158,000円までは上記と同じ)

計算で求めた世帯の所得月額	家賃(募集住宅一覧表の予定家賃欄にあてはめてください)
158,001円～186,000円	予定家賃⑤になります。
186,001円～214,000円	予定家賃⑥になります。
214,001円以上	申込みができません。

※裁量階層に該当する世帯は、10ページをご確認ください。

# 17. 申込書の書きかた(記入例)

- 申込書には、事実を正確に記入してください。
- ペンまたはボールペン(黒か青色インク)で記入してください。
- 訂正した場合は、必ず訂正箇所(訂正印)を押してください。
- 赤枠の中のみ必ず記入してください。

課税所得年額は必ず記入してください。所得が2種類以上ある人はそれぞれ記入してください。必ず「入居募集のごあんない(13~17ページ)」を使って計算した金額を記入してください。

募集住宅一覧表の住宅名・構造・タイプを必ず明記してください。

氏名はかい書ではっきりと記入し、フリガナも忘れないようにしてください。住所は住民登録をしている住所を記入してください。

採用または退職の年月を記入してください。詳しくは「入居募集のごあんない(13ページ)」をご参照ください。

希望郵送先を記入した場合は、ハガキにも同じ住所を記入してください。

確実に一緒に入居する人の氏名を記入してください。申込後の変更は認められません。

障害者手帳の交付を受けている方は記入してください。指定難病にかかっている方は告示番号を記入してください。

申込者からみた続柄を記入してください。

年齢は申込締切日現在の満年齢を記入してください。

※赤枠の中のみ記入してください。ペンまたはボールペン(黒か青色インク)で記入してください。消せるペン等は使用しないでください。

※申込書は、ペンまたはボールペン(黒か青色インク)で記入してください。

区分	一般 留学生 子育て ひとり親 多子 高齢者 特殊疾病 障害者 生活保護 外国人 配偶者からの暴力被害者 引揚者 犯罪被害者等 被爆者・ハンセン病 戦傷病者 要援所入所者	一般、裁量	受付番号
市営住宅の入居申込で知り得た個人情報の取り扱いに当たっては、入居資格審査及び市営住宅の管理運営の目的以外に使用することはありません。			
仙台市営住宅入居申込書(令和8年5月募集)[ひとり親・子育て・多子世帯対象]			
(あて先) 仙台市長 令和 年 月 日			
市営住宅に入居したいので、次のとおり申込みます。なお、この申込書(裏面を含みます)の記載内容が事実と相違する場合及び二次審査において資格または所得基準に合わない場合は失格とされても異議ありません。また、私の入居者資格について、関係機関に照会することを同意します。私及び入居する親族は暴力団員ではありません。			
申込住宅名	構造	タイプ	電話番号(申込者)
国分第一 市営住宅	中層	3DK	自宅 XXX(△△△) XXXX 携帯 XXX(△△△) XXXX
ペットと一緒に入居を希望される方は、下記にペットの種類と頭数を記入してください。(これから飼育予定の方は、対象とはなりません)			
飼育するペット	犬・猫 頭 その他( ) 頭		
※必ず「募集住宅一覧表」で該当住宅を確認してください。			
住所(住民登録をしている住所を記入してください) 連絡先として、申込者住所と異なる住所をご希望される場合は、希望郵送先欄に記入してください。 生活保護を受給している方は、下記の「生活保護」を○で囲んでください。			
フリガナ	セイダイ 花子	以前の勤務先名	年月退職 給与 税 所 得 年 額 年 金
氏名	仙台 花子	現在の勤務先名	年月採用 年 月 退職 年 金
続柄(本人)	生年月日 大昭平 55年 8月 / 日 45歳	生活保護	身体障害 級
住所	〒980-0803 仙台市青葉区青葉町1丁目10-10 青葉アパート102号室		
希望郵送先	〒980-0803 仙台市青葉区青葉町1丁目10-10 青葉アパート102号室		
助産先住所	〒980-0803 仙台市青葉区青葉町1丁目10-10 青葉アパート102号室		
フリガナ	セウイチ 一郎	以前の勤務先名	年月退職 給与 税 所 得 年 額 年 金
氏名	仙台 一郎	現在の勤務先名	年月採用 年 月 退職 年 金
続柄(長男)	生年月日 大昭平 23年 5月 5日 / 日 15歳	生活保護	身体障害 級
住所	同上		
フリガナ	セウイチ 一郎	以前の勤務先名	年月退職 給与 税 所 得 年 額 年 金
氏名	仙台 一郎	現在の勤務先名	年月採用 年 月 退職 年 金
続柄( )	生年月日 大昭平 年 月 日 歳	生活保護	身体障害 級
住所	〒980-0803 仙台市青葉区青葉町1丁目10-10 青葉アパート102号室		
フリガナ	セウイチ 一郎	以前の勤務先名	年月退職 給与 税 所 得 年 額 年 金
氏名	仙台 一郎	現在の勤務先名	年月採用 年 月 退職 年 金
続柄( )	生年月日 大昭平 年 月 日 歳	生活保護	身体障害 級
住所	〒980-0803 仙台市青葉区青葉町1丁目10-10 青葉アパート102号室		
入居しない扶養親族 続柄( ) 氏名	生年月日 年 月 日 住所 〒		
※「仙台市営住宅入居募集のごあんない」の13~19ページを参照して計算してください。			
あなたの世帯の所得月額		一般世帯(15歳以下)以上 寡婦等世帯(14歳以下)以上	
108,700 円		の方はお申込みできません。	

生活保護受給者の方は、○で囲んでください。

税法上認められている控除の種類で当てはまるものを○で囲んでください。

郵便はがき

〇ハガキに55円切手を必ず貼ってください。市営住宅へ申込みしたところ、当該の世帯の申込みを希望する方は、55円切手を貼る代わりに110円切手を貼付し住所を記入した返封用封筒を2枚添えてお申込みください。

〇仙台市営住宅入居申込書に希望郵送先を記入した方は、必ずハガキの住所欄にもその住所を記入してください。

〇申込書の提出(二次審査)の際には証明書類の提出は必須ではありません。

住所 仙台市青葉区青葉町1丁目10-10 青葉アパート102号室

氏名 仙台 花子 様

令和8年5月募集(ひとり親・子育て・多子世帯対象)抽選番号欄

抽選番号

申込住宅名 国分第一市営住宅 中層 3DK

入居する人数 2名

〒980-0803 仙台市青葉区青葉町1丁目10-10 公益財団法人 仙台市建設公社 住宅部 募集課 TEL 022-399-7413 FAX 022-399-8252

かり読みを添えてください

郵便はがき

住所 仙台市青葉区青葉町1丁目10-10 青葉アパート102号室

氏名 仙台 花子 様

令和8年5月募集(ひとり親・子育て・多子世帯対象)抽選結果通知欄

抽選番号

申込住宅名 国分第一市営住宅 中層 3DK

〒980-0803 仙台市青葉区青葉町1丁目10-10 公益財団法人 仙台市建設公社 住宅部 募集課 TEL 022-399-7413 FAX 022-399-8252

氏名はかい書ではっきりと記入してください。

住所はアパート名・部屋番号まで記入してください。

募集住宅一覧表の住宅名・構造・タイプを記入してください。

入居する家族数(申込者本人を含む)を記入してください。

85円切手を必ず貼ってください。

## 入居申込み理由

- 市営住宅の申込みの理由(住宅困窮理由)は何ですか。(複数回答可) あてはまる番号を○で囲んでください。その他を選択した場合は具体的な理由を必ず記入してください。
  - 他の世帯との同居により著しく生活上の不便をきたしている。
  - 同居を必然とする親族(夫婦及び未成年の子)と同居している。
  - 遠距離通勤をしている。
  - 収入と比べて、著しく高額の家賃を支払っている。
  - 正当な事由により、貸主等から住宅の明渡しを求められているが立ち退き先がない。
  - 住宅が狭くなった。
  - その他【建物の老朽化が酷い】
- 現在住んでいる住宅の種類はどれですか。あてはまる番号を○で囲み、空欄に記入してください。
  - 持家 [所有者氏名] [申込者との続柄]
  - 賃貸 [借主氏名 仙台 花子] [申込者との続柄 本人]
  - 市町村営・県営住宅・復興公営住宅 [借主氏名] [申込者との続柄]
  - その他( )
- 現在住んでいる住宅の状況をお答えください。
 

居室数 2 部屋(DKを除きます) 広さ 10.5 畳(床面積に換算してください)

家賃 50,000 円(共益費・駐車場代を除きます)
- 申込者または同居しようとする方は、以前市営住宅に住んでいたことがありますか。あてはまる番号を○で囲んでください。
  - 有
  - 無

住んでいたことがある方は住宅名と入居期間を記入してください。

住宅名: 住宅 種 号 入居期間: 年から 年まで
- 外国籍の方は次の質問にお答えください。あてはまる番号を○で囲み、空欄に記入してください。
 

国籍: 留学生(留学生を除きます)ですが 1.はい 2.いいえ
- 入居予定者の中に、下記の項目に該当する方がいらっしゃいますか。いらっしゃる場合は番号を○で囲んでください。(あてはまる口には、チェック(✓)をつけてください)
  - 配偶者手帳の交付を受けている配偶者(別居)または別居期間が6年以上または同法別居期間1号表の3の第1款に該当する方。
  - 原子爆弾被害者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定により、厚生労働大臣の認定を受けている方。
  - 中国残留孤児等の内閣府の奨励並びに永住帰国した中国残留孤児等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付(中国残留孤児等の内閣府の奨励並びに永住帰国した中国残留孤児等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(別府4号)第1項に規定する支援給付を含む)を受けている方。
  - ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等の方。
  - 海外からの引揚者(厚生労働大臣が証明した)で、日本に引き揚げた日から起算して5年未満の方。
  - 申込者本人が配偶者等からの暴力を理由として配偶者暴力相談支援センターまたは女性自立支援施設もしくは母子生活支援施設における保護が終了した日から起算して5年未満の方並びに裁判所から保護命令を受けている配偶者等から暴力を受けた被害者で当該命令が効力を生じた日から起算して5年未満の方及び女性相談支援センター等による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」が発行されている被害者。(なお、女性相談支援センター以外の配偶者暴力対応機関等による「公営住宅への入居等に関する配偶者暴力被害者申出受理確認書」による確認がされている方も同様に取り扱う)
  - 犯罪被害者等基本法第2条第2項に規定する犯罪被害者等で、同条第1項に規定する犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった方。
  - 入居しない戸籍上の配偶者がいる方。〔離婚調停中で事件係属証明書が出る〕〔住民票上1年以上別居中で復縁の意思はない〕〔配偶者等からの暴力被害等に関する証明書が出る〕
  - 現在持家(一戸建・分譲マンション)がある。(共同名義含む) [所有者氏名]
  - 治療方法が確立していない疾病その他の特殊な疾病であって法令で定める疾病の方。 [疾病名: 疾病対象者氏名: ]

あてはまる番号を○で囲んでください。

居室数・広さ・家賃について記入してください。

該当する場合には、チェックボックスにチェックをしてください。

対象の方は、疾病名を記入してください。

暴力団員に関する注意点

申込者及び同居しようとする方(以下「申込者」といいます)に、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六項に規定する暴力団員をいいます)が含まれている場合は、入居資格がありません。(申込書等は提出できません)暴力団員が入居していることが判明した場合は、理由のいかんを問わず申請書を受け、全員が速やかに退去しなければなりません。仙台市は、入居資格のない暴力団員が市営住宅に入居することを防止し、また、暴力団員を含む世帯に明確な請求のため、当該市営住宅長から退去を依頼することができます。

## 18. 抽選に際しての優遇措置

今回行う募集に関しましては、応募者をひとり親・子育て・多子世帯に限定していますので、抽選に際して更なる優遇措置は行いません。

## 19. 入居者の選考

申込受付の締切後、一次審査として申込資格等を確認し、申込多数の場合は抽選により当選者を決定いたします。当選者については、二次審査を行い入居者を決定します。

### 申込受付の締切

令和8年5月16日(土) 郵便局消印有効  
郵便ポストへの投函時刻によっては翌日の消印になる場合があります。申込期間の最終日は特にご注意ください。

### 一次審査

### 抽選番号の通知

令和8年5月26日(火) 頃抽選番号票(ハガキ)を発送します。  
封書での返送を希望する方は、110円切手を貼付し宛先を記入した返信用封筒を添えてお申込みください。

### 抽選会

抽選会では、二次審査の対象となる方を決定します。二次審査の対象者となった方は、二次審査で適格とされてはじめて「入居予定者」となります。抽選によって、入居が確定するわけではありませんので、ご注意ください。

抽選会日時は令和8年6月5日(金)です。  
午前10時～午前11時終了予定(午前9時30分開場)  
抽選会場は「オンワード樫山仙台ビル10階ホール」です。  
仙台市青葉区二日町12-34

※駐車場・駐輪場は用意できません。公共の交通機関をご利用ください。

※抽選会への出席・欠席は抽選結果には関係しません。  
※抽選は、住宅・構造・タイプ毎に抽選器を使って行い、抽選器の操作は(公財)仙台市建設公社職員が行います。

**抽選会場**  
オンワード樫山仙台ビル10階ホール

**抽選結果掲示場所**  
仙台市役所国分町分行舎2階



オンワード樫山仙台ビル地図 →は一方通行です

### 抽選結果の通知

抽選結果は申込者全員に通知いたします。(令和8年6月15日(月)頃発送)  
封書で抽選結果通知の返送を希望する方は、110円切手を貼付し宛先を記入した返信用封筒を添えてお申込みください。  
電話でのお問い合わせは固くお断りします。

※抽選結果は、抽選会終了後から令和8年6月15日(月)頃まで仙台市役所国分町分行舎2階及び市営住宅管理課(オンワード樫山仙台ビル9階)に掲示いたします。また、抽選会の翌日から(公財)仙台市建設公社のウェブサイト(<https://www.sendai-kensetsu.or.jp/>)上にも掲載します。

※駐車場・駐輪場は用意できません。公共の交通機関をご利用ください。

当選された方の通知書には二次審査の案内と二次審査に必要な書類を示してありますので、早めに準備してください。

### 二次審査

当選された方には申込書の内容について確認するために、住民票や収入についての証明書等を提出していただきます。虚偽の申込みをされた場合や証明書類を提出できない場合には失格となります。

## 20. 二次審査(当選者のみ)

### 資格確認について

当選された方には、世帯全員の入居資格審査を行います。以下の表をご覧ください。該当する書類を二次審査の時に提出してください。

※給与収入・事業収入・年金収入を重複して受け取っている方は、該当する書類を全て提出してください。

#### ●給与収入がある

証明書類の説明	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(10)
必要な証明書類	住民票 (入居予定者全員分)	市税の滞納がないこと の証明書等 (入居予定者全員分)	令和7年度 課税証明書 (入居予定者全員分)	令和7年分給与所得 の源泉徴収票	給与等支払 証明書	退職証明書
令和7年1月1日以前から 引き続き勤務している方	○	○	○	○	/	/
令和7年1月2日以後から 現在の会社に勤務している方	○	○	○	/	○	○
日雇いの方	○	○	○	○	○	○

#### ●事業収入がある

証明書類の説明	(1)	(2)	(3)	(6)	(7)	(10)
必要な証明書類	住民票 (入居予定者全員分)	市税の滞納がないこと の証明書等 (入居予定者全員分)	令和7年度 課税証明書 (入居予定者全員分)	令和7年度分 確定申告書(控)	収支明細書	退職証明書
令和7年1月1日以前から 事業を開始している方	○	○	○	○	/	/
令和7年1月2日以後から 事業を開始している方	○	○	○	/	○	○

#### ●年金収入がある

証明書類の説明	(1)	(2)	(3)	(8)	(11)
必要な証明書類	住民票 (入居予定者全員分)	市税の滞納がないこと の証明書等 (入居予定者全員分)	令和7年度 課税証明書 (入居予定者全員分)	年金証書及び 支払通知書の写し	令和7年分公的年金 等の源泉徴収票
令和7年1月1日以前から 国民(老齢)年金・厚生(老齢)年金・ 恩給・各種共済年金を受けている方	○	○	○	/	○
令和7年1月2日以後から 国民(老齢)年金・厚生(老齢)年金・ 恩給・各種共済年金を受けている方	○	○	○	○	/

#### ●無職・無収入の方

証明書類の説明	(1)	(2)	(9)	(10)
必要な証明書類	住民票 (入居予定者全員分)	市税の滞納がないこと の証明書等 (入居予定者全員分)	令和7年度 非課税証明書 (入居予定者全員分)	退職証明書
遺族年金・障害年金・障害手当金・ 寡婦年金等を受けている方	○	○	○	○ (令和7年1月以後会社 を退職した方のみ必要)
失業中の方	○	○	○	○ (令和7年1月以後会社 を退職した方のみ必要)
申込者・同居者・婚姻の予約者が 無職・無収入の方	○	○ (16歳以上の方のみ必要)	○ (16歳以上の方のみ必要)	○ (令和7年1月以後会社 を退職した方のみ必要)

#### ●状況により必要とする書類

申込者等の状況	必要な書類
婚姻を予約し申込みをした場合	「婚姻予約証明書」(用紙はこちらから郵送します)
ひとり親世帯・単身世帯	戸籍の全部事項証明 親権のない未成年者と同居する場合は親権者の同意書(用紙はこちらから郵送します)
身体障害者・戦傷病者	身体障害者手帳・戦傷病者手帳の写し
知的障害者・精神障害者	療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の写し
治療方法が確立していない 疾病その他の特殊な疾病の方	特定医療費(指定難病)受給者証の写しまたは 障害福祉サービス受給者証の写し及び医師の診断書(政令で定める疾病のみ)
原爆被爆者	特別手当証書の写しまたは被爆者手帳の写し
海外からの引揚者	永住帰国旅費の支給決定通知書の写し
ハンセン病療養所入所者	国立ハンセン病療養所等の長または厚生労働省健康局疾病対策課長が発行した入所証明書
申込者が配偶者等からの 暴力被害者の場合	配偶者暴力相談支援センターの保護証明書、女性自立支援施設入退所証明書、母子生活支援施設の入退所証明書、裁判所の保護命令決定書の写し、女性相談支援センター等による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」、女性相談支援センター以外の配偶者暴力対応機関等による「公営住宅への入居等に関する配偶者暴力被害申出受理確認書」のいずれか
申込者が留学生の場合	「本人の申立書」及び大学の学長または学部長が証明する「副申書」(用紙はこちらから郵送します)
市外にお住まいの方	「勤務先証明書」(用紙はこちらから郵送します)
離婚調停中の方	裁判所が証明する事件係属証明書
犯罪被害者等の場合	二次審査の際、窓口にて聞き取り及び警察等への照会の同意書を提出していただきます
ペット飼育可能な住宅に申込み をした場合	動物飼育届出書兼誓約書(用紙はこちらから郵送します)
事故住宅に申込みをした場合	誓約書(用紙はこちらから郵送します)
パートナーシップ宣誓書 受領証の交付を受けている方	パートナーシップ宣誓書受領証の写し

※上記以外でも申込者の状況等により書類提出をお願いする場合があります。

#### ●証明書類の説明

- (1) 住民票 …… 入居する方の全員分が必要となります。  
 (2) 市税の滞納がないことの証明書等 …… ・16歳以上の入居する方全員について、それぞれ次の項目に該当する分が必要となります。  
 ・16歳未満でも所得のある方は必要となります。

- ※市内にお住まいの方は  
 入居予定者全員 …… 「市税の滞納がないことの証明書」  
 ※市外にお住まいの方は  
 入居予定者全員 …… 「市税の納付状況を確認することの同意書」または「市税の滞納がないことの証明書」

- (3) 令和7年度課税証明書 …… 各市町村で発行している「令和7年度課税証明書」  
 (4) 令和7年分給与所得の源泉徴収票 …… 勤務先発行の「令和7年分給与所得の源泉徴収票」  
 (5) 給与等支払証明書 …… 所定の「給与等支払証明書」に勤務先からの証明を受けてください。  
 (6) 令和7年分の確定申告書(控) …… 令和7年分の所得税の確定申告書(控)  
 (7) 収支明細書 …… 所定の「収支明細書」に記入してください。  
 (8) 年金証書・支払通知書の写し …… ①各種年金証書  
 ②日本年金機構で発行する年金振込通知書(ハガキ)  
 ③各種共済組合の送金案内書  
 (9) 令和7年度非課税証明書 …… 各市町村で発行している「令和7年度非課税証明書」  
 (所得額の記載のあるもの)  
 (10) 退職証明書(①②のどちらか) …… ①所定の「退職証明書」により退職した会社から証明を受けてください。(退職年月日と会社の代表者印が必要です)  
 ②雇用保険受給資格者証または離職票の写し  
 (11) 令和7年分公的年金等の源泉徴収票 …… 日本年金機構で発行する「令和7年分公的年金等の源泉徴収票」(ハガキ)

## 21. 入居手続き

二次審査を合格された方は、入居手続きを行うときに次の書類を提出してください。

### (1) 建物賃貸借契約書

### (2) 敷金の領収書

入居説明会時にお渡しする敷金納入通知書で敷金（入居時の家賃の3ヵ月分）を入居手続き締切日までに金融機関で納入してください。

### (3) 緊急連絡人届

☆緊急連絡人1名が必要になります。

※緊急連絡人は、入居者に異常があったときに入居者の引取りや、その後の事務処理等を代行します。  
なお事務処理には滞納家賃の保証は含みません。

<資格>

- (1) 緊急時に確実に連絡ができる成年者
- (2) 宮城県内に居住する方

緊急連絡人に変更があった場合には届出が必要です。

### (4) 仙台市預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書

口座振替または自動払込を利用する方は提出してください。

### (5) その他、必要に応じて、いくつかの書類を提出していただく場合があります。

## 22. 家賃・共益費等と市営住宅のルール

### (1) 敷金

☆入居時の家賃3ヵ月分を納入していただきます。

なお、敷金は住宅の退去時にお返しします。ただし、家賃等に未納がある場合には相殺します。また、退去時に故意・過失によって住宅内に破損が確認された場合には、原状回復費用を入居者に負担していただきます。敷金は退去立会検査後に最終的に精算をします。

### (2) 入居後にかかる経費

#### 家賃

市営住宅の家賃は、入居されている世帯の収入と住宅の立地条件・規模・建設時からの経過年数等に応じて毎年決定します。世帯の収入等の変動によっても家賃は変わります。

市営住宅の家賃には、民間アパートと違って維持修繕等の経費（鍵の交換、汚損壁面の修復、破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び付帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用）を含んでいないため、修繕費用を入居者の方に負担していただきます。

※入居可能日より家賃や共益費・駐車場使用料の料金が発生します。

※家賃や共益費、駐車場使用料の支払いは口座振替が便利です。

※コンビニ等での支払いも可能です。

#### 共益費

住宅の設備に応じて、外灯・階段灯・エレベーター等の共用部分に要する電気代及びごみ集積所の水道代等が共益費となります。

なお、金額は年度ごとに変動します。

### (3) 入居される住宅の修繕等の状況

☆募集する住宅は、前の入居者が返還した住宅を日常生活に支障のない程度に修繕して募集しています。新築のような状態ではありません。

☆募集する住宅にはお風呂（浴槽・風呂釜）は設置されていますが、浴槽・風呂釜・ふたを含め住宅内は入居者ご自身で清掃し、大切にしてください。

☆市営住宅を退去する際には、破損があるときはその破損を原状に復する義務（原状回復義務）があります。入居者の方の故意・過失により破損した場合には、原状回復費用を負担していただきます。

☆BS・CSアンテナが設置できない住宅もあります。

☆ほとんどの市営住宅には網戸がついていません。

☆水道・ガス・電気・電話等の利用にあたっては各自での契約が必要となります。

### (4) 収入報告の提出

☆市営住宅に入居した方は、毎年、世帯の収入に関する報告書（収入報告書）の提出が義務づけられています。

この報告書は、毎年6月に提出していただきます。翌年度の家賃算定の資料となりますので、期限までに必ず提出してください。また、報告書の提出がない場合には、通常家賃と比べて高額な家賃となります。

☆収入報告書に基づいて入居者世帯の収入を認定し、入居者へ収入額認定通知書を送付します。

#### 収入超過者

市営住宅に3年以上居住し、世帯の所得月額が158,000円（裁量階層世帯の場合は214,000円）を超えた方は、市営住宅を明渡すように努めていただくとともに、一定の割合の金額が家賃に加算されます。

#### 高額所得者

市営住宅に5年以上居住し、収入超過者の中でも特に高額な所得の方は、市営住宅を明渡していただきます。

### (5) 家賃または市税の滞納

☆仙台市ではきちんと家賃を納入している方と家賃を滞納している方の不公平を是正するため、家賃を滞納している方に対して住宅明渡訴訟等の法的措置を強化しています。

☆家賃等または市税を滞納している場合には、原則として新たな親族の同居や名義の承継及び駐車場使用が認められません。

**家賃を3ヵ月以上滞納した場合には、市営住宅を明渡していただきます。**

### (6) 家賃の減免

☆申請により、家賃を減免する制度があります。(共益費、駐車場使用料、敷金は減免になりません) 何らかの事情により、家賃を納めることが困難である場合にはご相談ください。

### (7) 駐車場

☆次の表の団地に有料駐車場を設置しています。ただし、空き待ちの場合もありますのでご了承ください。その他の団地には駐車場はありませんので、車をお持ちの方は周辺の民間駐車場を契約してください。次の表の有料駐車場設置団地で契約している方のみ保管場所使用承諾証明書を発行します。使用料の滞納は認められません。使用料を滞納している契約者には保管場所使用承諾証明書を発行できません。

☆契約できる車両の大きさは長さ5.0m幅2.0m以内になります。

☆有料駐車場は原則として1世帯1区画しか使用できません。2台以上の車をお持ちの方は、周辺の民間駐車場を個別に契約し、ご利用ください。

**駐車場使用料を3ヵ月以上滞納した場合には、駐車場の契約を解除し駐車場を明渡していただきます。**

#### 有料駐車場設置団地

区	団地名	住宅戸数	駐車場区画数	駐車場使用料(月額/円)
青葉区	北六番丁	50	23	8,000
	小松島	120	34	3,300
	川平	360	360	4,000
	上原	229	227	2,700
	豊屋下	33	20	8,000
	梅田町	66	35	8,000
	小田原	58	33	7,000
	通町	142	28	9,800
	落合	112	115	3,700
	豊屋下第二	88	61	7,700
宮城野区	角五郎	47	39	8,000
	高砂	1,092	1,090	3,800
	鶴ヶ谷第一	700	561	4,700
	鶴ヶ谷第二	1,653	1,284	4,700
	幸町	357	251	5,400
	幸町第二	100	73	5,400
	小鶴	230	227	4,000
	福田町第一	170	170	3,700
	福田町第二	180	180	3,700
	仙台駅東	60	21	8,400
	田子西	176	146	3,700
	幸町第三	38	25	5,400
	燕沢東	63	54	5,000
	新田	40	41	4,200
	新田東	35	22	5,800
	燕沢	55	56	5,000
	田子西第二	168	152	3,700
宮城野	88	32	8,000	
岡田	10	10	4,500	
鶴ヶ谷第三	17	18	4,700	

区	団地名	住宅戸数	駐車場区画数	駐車場使用料(月額/円)
若林区	新寺小路	46	36	7,000
	若林	120	84	5,700
	荒井	50	17	4,000
	荒井東	298	316	4,000
	若林西	152	123	6,400
	六丁の目西町	115	59	4,300
	中倉	58	27	7,000
	大和町	103	32	7,000
	荒井第二	34	25	4,300
	六丁の目中町	43	33	4,300
太白区	荒井西	14	14	4,000
	荒井南	75	75	4,000
	荒井南第二	55	50	4,000
	卸町	98	32	8,000
	六郷	50	50	3,600
	中田	30	30	3,300
	袋原	274	275	2,800
	四郎丸	405	407	2,800
	四郎丸東	388	388	2,800
	太白山	662	475	3,200
泉区	郡山	335	334	4,000
	西中田	446	385	4,000
	茂庭第一	613	616	3,100
	鹿野	70	57	5,900
	芦の口	39	30	4,400
	あすと長町	163	50	8,600
	あすと長町第二	96	29	8,600
	あすと長町第三	68	35	6,800
	茂庭第二	100	101	3,100
	向原	48	48	4,000
泉区	天神沢	72	64	3,100
	泉中央南	193	129	4,600

### (8) 住宅内で守るべきルール

☆団地での円満な共同生活を乱す迷惑行為をしない。

☆ペットと一緒に入居可能な住宅を除き、犬・猫・ニワトリ・鳥・ウサギ・金魚等のペットの飼育をしない。(敷地内での餌付け行為を含む)

[なお、身体障害者補助犬(盲導犬・聴導犬・介助犬)は除きます]

☆明るく住み良い団地生活を送るため、入居者の皆さんが相互に協力しなければならないことがたくさんあります。お互いが他人の立場を考えた節度ある生活が必要となります。

☆市営住宅の全部または一部を住宅以外に使用しない。(身体障害者が許可を得て営むはり・きゅう・あん摩等営業は除く)

**著しく逸脱した行為がある場合には、市営住宅を明渡していただきます。**

### (9) 暴力団員に関する注意点

☆暴力団員が入居していることが判明した場合には、理由のいかんを問わず市営住宅を明渡していただきます。

## 23. 市営住宅の種類

市営住宅には以下の種類があり、申込みの際には該当する1住宅のみ申込みできます。  
多家族向住宅・大規模住宅以外の住宅には、部屋の大きさにより単身入居可能な住宅があります。(重複申込みはできません)

目的別住宅については、該当しなくなった時は当該住宅を住替または退去していただきます。

### ●一般向住宅

申込資格に該当される方であれば申込みできる住宅です。(今回は単身の方は申込みできません)

### ●多家族向住宅(目的別住宅)

4人以上で入居しようとする方が申込みできる住宅です。

### ●大規模住宅(目的別住宅)

「60歳以上の方」「身体障害者手帳の交付を受けている1級から4級までの方」または「戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表の2の特別項症から第6項症まで、または同法別表第1号表の3の第1款症の方」のいずれかに該当する方を含み、6人以上で入居しようとする方が申込みできる住宅です。

### ●高齢者及び軽度身体障害者世帯向住宅(目的別住宅)

室内の段差解消や手すり、外部への非常通報ブザーが設置された住宅です。

申込みできるのは、申込資格に該当し、次の要件のいずれかに該当する方がいる世帯です。

(1)60歳以上の方

(2)身体障害者福祉法の規定により身体障害者手帳の交付を受け、手帳に記載されている障害が下肢あるいは体幹機能障害(内部機能障害は該当しません)による1級から4級までの方(注)

(3)戦傷病者手帳の交付を受け、その障害の程度が上記の身体障害者と同程度の方

〔主な設備〕

- ①手すりの設置(共同階段、玄関等)
- ②室内の段差解消
- ③非常通報ブザー

### ●車いす住宅(目的別住宅)

室内外の段差解消や手すり、車いす用流し台等の設備を備えた住宅です。

申込みできるのは、申込資格に該当し、入居しようとする世帯に身体機能上、車いすを常に使用されている方がおり、次の要件のいずれかに該当する方に限られます。

(1)身体障害者福祉法の規定により身体障害者手帳の交付を受け、手帳に記載されている障害が下肢あるいは体幹機能障害(内部機能障害は該当しません)による1級から4級までの方(注)

(2)戦傷病者手帳の交付を受け、その障害の程度が上記の身体障害者と同程度の方

〔主な設備〕

- ①バルコニーにスロープの設置
- ②室内外の段差解消
- ③手すりの設置(玄関、浴室等)
- ④給湯設備の設置

(注)障害の程度について、確認させていただきます

市営住宅の種類については以上のようなものがありますが、すべてのタイプを募集しているわけではありません。

今回募集している住宅の住戸及び詳しい種類別入居要件については、「仙台市営住宅募集住宅一覧表」をご覧ください。

今回の募集の応募者は、ひとり親・子育て・多子世帯に限られます。

交通手段や立地環境等は、32ページ以降の市営住宅位置図をご確認の上お申込みください。

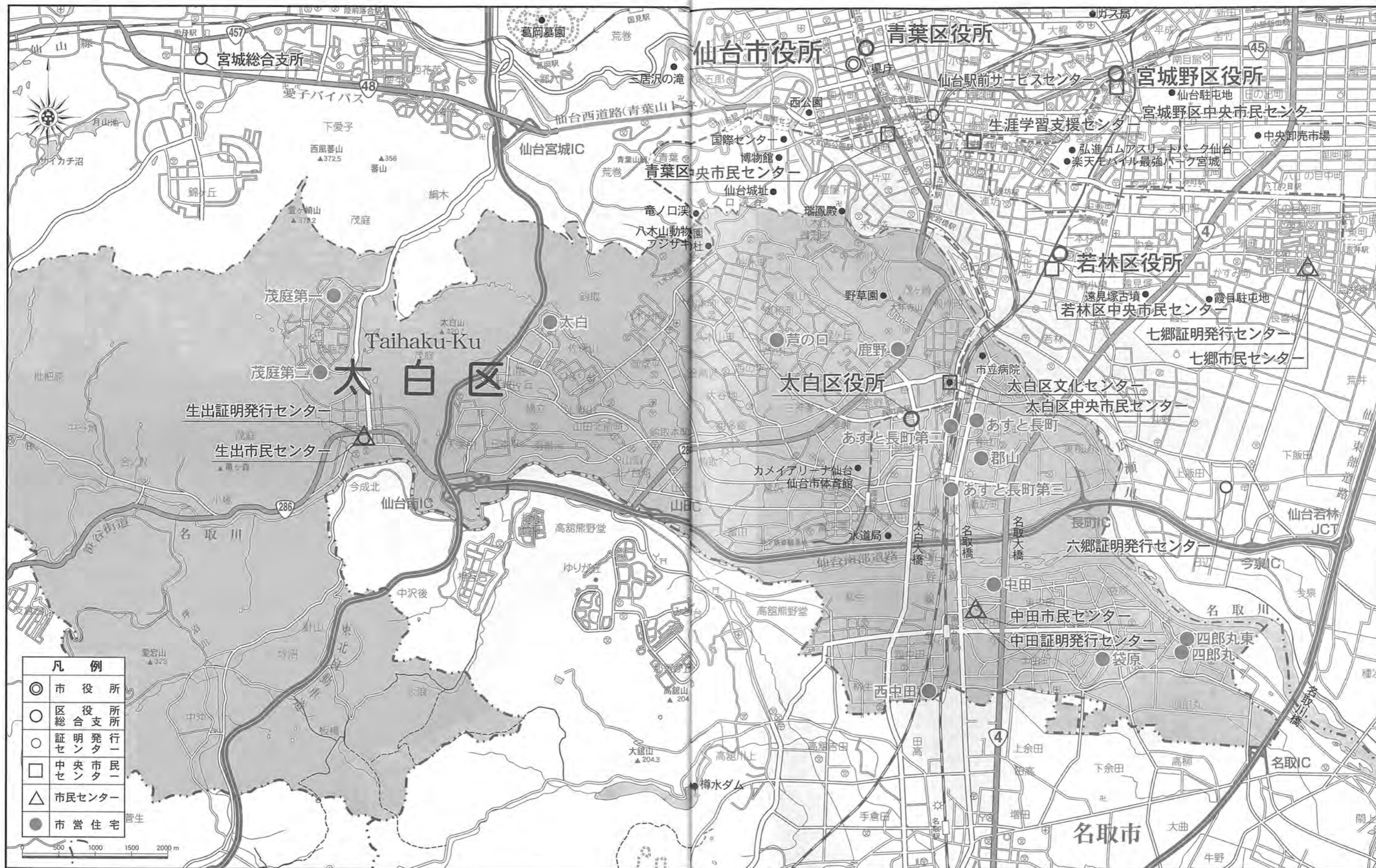
# 24. 市営住宅位置図(青葉区)



# 25. 市営住宅位置図(宮城野区)



# 26. 市営住宅位置図(太白区)



### 27. 市営住宅位置図(若林区)



### 28. 市営住宅位置図(泉区)



29. 各市営住宅への交通手段

Table with columns: 区 (District), 住宅名 (Residence Name), 所在地 (Location), 交通機関 (Transportation Mode), 乗車場 (Station/Stop), 行き先(方面) (Destination/Direction), 最寄駅・停留所 (Nearest Station/Stop), 所要時間 (Travel Time). Rows include areas like 青葉区, 宮城野区, and 太白区.

Table with columns: 区 (District), 住宅名 (Residence Name), 所在地 (Location), 交通機関 (Transportation Mode), 乗車場 (Station/Stop), 行き先(方面) (Destination/Direction), 最寄駅・停留所 (Nearest Station/Stop), 所要時間 (Travel Time). Rows include areas like 宮城野区, 若林区, and 太白区.





# 最終チェックリスト (投函する前にもう一度ご確認ください)

**1**  チェック 提出する「①仙台市営住宅入居申込書 ②抽選番号票(ハガキ) ③抽選結果通知書(ハガキ)」の赤枠内の該当する欄を漏れなく記入した。

**2**  チェック 上記②、③のハガキ2枚に85円切手をそれぞれに貼った。

**3**  チェック 「仙台市営住宅募集住宅一覧表」の中からひとつ選んだ住宅名(同一のもの)を申込住宅名の欄(3箇所)に記入した。

**4**  チェック 仙台市営住宅入居申込書の申込者欄に記名した。

**5**  チェック 申込資格を確認した。(4・5ページ)

**6**  チェック 入居時に必要な手続き(26ページ)敷金の納入・緊急連絡人をつけてもらうこと等や家賃・共益費等と市営住宅のルール(27ページ)を確認した。

**7**  チェック 仙台市営住宅入居申込書を郵送する封筒に140円切手を貼った。

※【該当者】は以下もチェックしてください。

**8**  チェック 【ペットと一緒に入居可能な住宅】に申込みなので、申込資格(8・9ページ)を確認した。

**9**  チェック 【事故住宅】に申込みなので、事故住宅について(9ページ)を確認した。

この「入居募集のご案内」は、(公財)仙台市建設公社募集課、市役所本庁舎2階市政情報センター、区役所総合案内、総合支所、青葉区役所戸籍住民課仙台駅前サービスセンター(アエル5階)、各証明発行センター(岩切証明発行センターを除く)、各区中央市民センター、仙台市社会福祉協議会各区事務所、生涯学習支援センター、宮城県住宅供給公社、市営住宅内各管理事務所(高砂、四郎丸、鶴ヶ谷、茂庭)で配布しています。